

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	法令の番号	昭和28年政令第259号						
許認可等の種類	小型漁船の総トン数の測度	根拠条項	第1条第1項						
審査基準	<p>1. 船舶の総トン数が20トン未満であること。</p> <p>2. 小型船舶総トン数測度申請書（省令第7号書式）9及び一般配置図、総トン数計算書が提出されたとき。</p> <p>3. 船舶の所在する都道府県が行う測度（検査）を受けたとき。</p>								
	受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間 14日	目次 NO	29
						標準経過時間	—		